

# 栃木県における地域日本語教育の推進に関する基本的な方針（仮称）（骨子案）

## 目 次

	ページ
I 策定の趣旨	1
II これまでの取組	1
III 栃木県における地域日本語教育の現状と課題	2～4
1 市町	
2 地域の日本語教室	
3 日本語学校・日本語教育機関等	
4 外国人を雇用している企業	
5 外国人住民	
IV 取組の方向性	4
1 地域における日本語教育に従事する人材の充実	
2 外国人のニーズに合わせた日本語教育機会及び内容の充実	
3 各主体及び関係者とのネットワーク構築等	
4 県民の理解と関心の増進	
V 地域日本語教育における各主体の役割	5
VI その他	5
1 推進体制	
2 基本的な方針の見直し	

## I 策定の趣旨

国は、「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号。以下「日本語教育推進法」という。）及び「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月23日閣議決定）を定め、外国人を日本社会の一員として受け入れ、外国人が社会から孤立しないようにするためには、日本語を習得できるようにすることが極めて重要であるとした。

本県に在住する外国人数は令和2（2020）年12月末時点で42,828人と前年並みの過去最高水準で推移している。

このような中、日本語能力が十分でない外国人住民等が安心して暮らしていくためには、必要な日本語能力や日本の習慣を身につけることが重要である。

こうしたことを踏まえ、日本語教育推進法第11条の規定に基づき、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための本県の基本的な方針を定めるものである。

## II これまでの取組

外国人住民に身近な市町においては、各市町国際交流協会と連携し日本語教室を開催（16市町）しているほか、日本語学習支援者の養成講座を開催（9市）している。

県においては、日本語能力が十分でない外国人の増加に対応するため、「やさしい日本語」実践セミナーや日本語学習支援者の養成講座を開催するとともに、外国人が生活に身近な地域の日本語教室の情報を入手できるよう、県内の日本語教室の情報を多言語化（11言語）し発信している。

また、企業その他関係機関においては、それぞれが可能な範囲で外国人の日本語能力の向上に取り組んでいる。

### Ⅲ 栃木県における地域日本語教育の現状と課題

#### 1 市町

	【主な現状】	【主な課題等】	【取組の方向性】
日本語教室の現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年4月時点で、16市町で市町と国際交流協会が連携して教室を開催している。</li> <li>国際交流協会が設置されていない9市町は、教室の空白地域となっている。</li> <li>教室の運営に関して、10市町が協会に補助金等を支出している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教室の空白地域が存在するため、日本語能力が十分でない外国人が日本語学習を受けられていない可能性がある。</li> <li>教室を設置していない市町では、外国人のニーズが把握できておらず、また、教室をコーディネートする人材がいない。</li> </ul>	IV-2 IV-1・2
日本語学習に関する外国人からの相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>「教室に通いたいが、どんな日本語教室があるかわからない」という相談が多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人が教室に関する情報にアクセスしやすくし、日本語学習を受けられるようにする。</li> </ul>	IV-2・3

[出典：日本語学習に関する調査報告書（県）]

#### 2 地域の日本語教室

	【主な現状】	【主な課題等】	【取組の方向性】
日本語教室の現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内では16市町・協会のほか、11ボランティア団体が教室を開催している。なお、ボランティア団体のうち、7団体の開催場所が宇都宮市内である。</li> <li>教室はレベル毎に開催されており、概ね60教室である。</li> <li>開催曜日は週末が最も多い。開催時間帯は夜間、午前、午後の偏りは少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教室の空白地域が存在するため、日本語能力が十分でない外国人が日本語学習を受けられていない可能性がある。</li> </ul>	IV-2
学習者	<ul style="list-style-type: none"> <li>国籍は「ベトナム」、属性（職業等）は「労働者」が最も多い。</li> <li>在留資格は「技能実習」が約2割となっており、また、約5割の在留資格は不明である。</li> <li>日本語のレベルが一人一人異なる。</li> <li>学習者が長続きしない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学習者の背景やニーズを的確に把握することで、適切な学習カリキュラムの検討につなげていく必要がある。</li> </ul>	IV-2
日本語学習支援者	<ul style="list-style-type: none"> <li>60代と70代が全体の約7割を占めている。</li> <li>支援者は「資格あり」が約2割、「資格なし」が約3割を占め、また、約5割の資格の有無は不明である。</li> <li>県及び9市において、日本語学習支援者の養成講座を開催しているが、参加者が集まらなかったり、養成しても活動につながらない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>若手の支援者が育成されていない。</li> <li>資格がない支援者を中心に、個々のスキルアップを図る必要がある。</li> <li>研修内容について、参加者にとって魅力的なプログラムの検討や活動につなげる取組が必要である。</li> <li>支援者の多くはボランティアであるため、教室開催の継続性に懸念がある。</li> </ul>	IV-1 IV-1 IV-1 IV-1
果たしている役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活のための日本語を学ぶだけでなく、学習者の交流の場所や日本で暮らすための習慣、文化、マナーなどを学ぶ場所となっている。</li> </ul>		

[出典：日本語学習に関する調査報告書（県）]

### Ⅲ 栃木県における地域日本語教育の現状と課題

#### 3 日本語学校・日本語教育機関等

	【主な現状】	【主な課題等】	【取組の方向性】
設置形態	・県内には日本語学校・その他日本語教育関係機関が18校あり、そのうち学校法人が9校、財団法人・社団法人が2校、株式会社・有限会社が5校、その他が2校となっている。		
教員	・非常勤職員が約6割、専任教員が約4割となっている。		
企業等への教員の派遣	・6割が派遣を行っておらず、その理由は「要望がないため」が5割、「人材が不足するため」が約4割となっている。	・教員の派遣を希望する企業等と、派遣が可能な学校とのマッチングが必要である。	IV-3

[出典：日本語学習に関する調査報告書（県）]

#### 4 外国人を雇用している企業

	【主な現状】	【主な課題等】	【取組の方向性】
外国人労働者の状況	・県内の外国人労働者・外国人労働者を雇用する事業所は、過去最高を記録している。（令和2年 労働者数：27,606人、事業所数：3,710か所） ・国籍は「ベトナム」、在留資格は「技能実習」が最も多い。	・技能実習生や特定技能外国人等の労働者の増加に伴い、日本語能力が十分でない外国人の増加が今後も見込まれる。	IV-2
外国人に求める日本語能力	・外国人に求める日本語能力は、聞く・話す・読む能力は「だいたいできる」が最も多く、書く能力は「少しできる」が最も多い。 ・採用時には、聞く能力は約4割、話す・読む能力は約3割、書く能力は約1割の外国人が「できる」「だいたいできる」とされている。	・入社3年後の日本語能力は聞く・話す・読む・書く能力ともに向上しているが、依然として「ほとんどできない」外国人が存在する。	IV-2
外国人に行っているサポート	・企業では、社内で日本人職員と交流しながら日本語を話す機会を定期的に設けているなど、様々なサポートを行っていることから、入社3年後には日本語能力が向上している。	・一部の企業ではサポートを行っておらず、外国人労働者は独学により日本語を学んでおり、レベルに合った学習方法が取られていない。	IV-2
日本語学習を促進するための他機関等との連携	・「連携していない」が約6割を占めている。	・企業と関係機関が連携することにより、更なる外国人労働者の日本語能力の向上が見込まれる。	IV-3

[出典：外国人雇用状況の届出状況まとめ（栃木労働局）、日本語学習に関する調査報告書（県）]

### Ⅲ 栃木県における地域日本語教育の現状と課題

#### 5 外国人住民

	【主な現状】	【主な課題等】	【取組の方向性】
外国人住民	・県内の外国人住民数は前年並みの過去最高水準で推移している。(令和2年42,828人)	・外国人住民数の増加に伴い、日本語能力が十分でない外国人の増加が今後も見込まれる。	IV-2
日本語学習者数	・令和元年時点で本県の外国人の2,712人が関係機関・施設等で日本語を学んでおり、平成26年と比較し、1.8倍に増加している。	・需要（日本語学習者）と供給（日本語教師等）のバランスが取れていない。	IV-1・2
日本語学習	・多くの外国人が日本語を学びたいと考えている。 ・日本語を学ぶ方法は、「ボランティアなどの日本語教室」が最も多く、次いで「独学」が多い。	・外国人の日本語学習意欲は高く、学ぶ方法としても教室が求められているため、外国人と教室とのマッチングが必要である。	IV-2・3
日常生活	・病院や診療所に行って、言葉が通じず、うまく症状などが伝えられなかったり、医師、看護師の説明の言葉がわからなかったという外国人が多い。 ・多くの外国人は、「やさしい日本語」が仕事先や市役所・町役場で使われることを希望している。	・多くの外国人が、日常生活において日本語でのコミュニケーションに困難を抱えており、生活のための日本語の習得が必要である。 ・日本人に対する「やさしい日本語」の普及が重要である。	IV-2 IV-4
地域との交流	・約8割の外国人が日本人との交流を希望しているが、約6割が交流実績がない。 ・約8割の日本人が外国人との交流を希望しているが、約5割が交流実績がない。	・日本人と外国人の交流機会の不足により、地域社会での外国人の孤立化が懸念される。	IV-3・4
子どもの就学状況	・文部科学省の調査によると、県内では107人の外国人の子どもが不就学、又は不就学の可能性がある。	・不就学、又は不就学の可能性がある子どもが存在するにもかかわらず、その多くが日本語教室へ通えていない。	IV-2

[出典：栃木県外国人住民数現況調査（県）、地域国際化実態調査の概要（県）、国内の日本語教育の概要（文化庁）、外国人の子供の就学状況等調査結果（文部科学省）]

### Ⅳ 取組の方向性

1 地域における日本語教育に従事する人材の充実

2 外国人のニーズに合わせた教育機会及び内容の充実

3 各主体及び関係者とのネットワーク構築等

4 県民の理解と関心の増進

## V 地域日本語教育における各主体の役割

主体	主な役割
国	・日本語教育推進法に基づき、日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定・実施する。
県	・日本語教育推進法に基づき、県内の状況を踏まえた地域日本語教育の推進に関する施策を策定、実施する。 ・市町と連携し、地域日本語教育を推進する人材を養成する。
市町	・日本語教育推進法に基づき、住民に身近な基礎自治体として、県と連携し、地域日本語教育の場づくりを推進することが求められる。
国際交流協会	【県】・地域の国際交流協会の中核的な役割を担う機関として、県と連携し、地域日本語教育を推進するための取組を行う。 【市町】・外国人を地域の日本語教室へつなぐことが期待される。
地域の日本語教室	・外国人が生活に必要な日本語や生活習慣を学ぶ場を提供することが期待される。 ・外国人が必要な情報を得たり、日常の相談ができるような身近で頼れる存在であることが期待される。
日本語学校・日本語教育機関等	・専門的な教育を行う機関として、企業やその他の団体等が必要とする際には、プログラムや教材、オンライン授業についての助言、教師の派遣・紹介などの協力をすることが期待される。
企業	・日本語教育推進法に基づき、国又は地方公共団体が実施する日本語教育の推進に関する施策に協力するとともに、雇用する外国人及びその家族に対し、職務又は生活に必要な日本語を習得するための学習の機会の提供その他の日本語学習に関する支援に努める。
県民	【外国人】・日本語の習得、日本文化や生活習慣の理解に努め、地域の担い手として積極的に地域の活動に参加することが期待される。 【日本人】・「やさしい日本語」について学び、外国人との交流に積極的に活かしていくことが期待される。

## VI その他

### 1 推進体制

施策の方向性や効果的な事業の実施に向けた指導・助言を行う「栃木県地域日本語教育連携調整会議」が中心となり、各主体及び関係者が連携して地域における日本語教育に取り組む。

### 2 基本的な方針の見直し

日本語教育を取り巻く環境の変化や日本語教育に関する施策の実施状況等を勘案した国の基本方針の変更等、必要があるときは基本的な方針を見直すものとする。基本的な方針の見直しに当たっては、「栃木県地域日本語教育連携調整会議」の意見を聴くものとする。